

令和4年第4回

高森町議会12月定例会会議録

令和4年12月5日開会

令和4年12月9日閉会

高 森 町 議 会

1 2 月 5 日 (月)
(第 1 日)

令和4年第4回高森町議会定例会（第1号）

令和4年12月5日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

3番 後藤 清治君

4番 牛嶋 津世志君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期（5日間）

自 令和4年12月5日

至 令和4年12月9日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
12月5日（月）	本会議	議案審議
12月6日（火）	本会議	一般質問
12月7日（水）	休 会	総務文教常任委員会 産業厚生常任委員会
12月8日（木）	”	議会運営委員会 議会広報特別委員会 水資源対策特別委員会 地方再生特別委員会
12月9日（金）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 同意第 9号 高森町教育長の任命について

日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第 6 議案第 6 6 号 町道の路線の変更について
- 日程第 7 議案第 6 7 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第 8 議案第 6 8 号 高森町議会議員及び高森町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6 9 号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 7 0 号 令和 4 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 11 議案第 7 1 号 令和 4 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 12 議案第 7 2 号 令和 4 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 13 議案第 7 3 号 令和 4 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 14 議案第 7 4 号 令和 4 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 15 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|-----|---------|------|----------|
| 1 番 | 後藤 巖 君 | 2 番 | 津留 智幸 君 |
| 3 番 | 後藤 清治 君 | 4 番 | 牛嶋 津世志 君 |
| 5 番 | 後藤 三治 君 | 6 番 | 芹口 誓彰 君 |
| 7 番 | 立山 広滋 君 | 8 番 | 本田 生一 君 |
| 9 番 | 田上 更生 君 | 10 番 | 佐伯 金也 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

- | | | | |
|-----------|---------|---------|------------|
| 町 長 | 草村 大成 君 | 総務課長 | 馬原 恵介 君 |
| 教 育 長 | 佐藤 増夫 君 | 健康推進課長 | 住吉 勝徳 君 |
| 生活環境課長 | 津留 大輔 君 | 政策推進課長 | 岩下 雅広 君 |
| 建設課長 | 岩下 徹 君 | 住民福祉課長 | 阿蘇品 かおり さん |
| 税 務 課 長 | 眞原 友紀 君 | 農林政策課長 | 後藤 一寛 君 |
| 教育委員会事務局長 | 緒方 久哉 君 | TPC事務局長 | 二子石 誠 君 |
| 教育委員会審議員 | 村上 純一 君 | 建設課審議員 | 石橋 良介 君 |

建設課審議員	高崎 康誌 君	住民福祉課審議員	石田 昌司 君
農林政策課長補佐	白石 孝二 君	総務係長	馬原 孝平 君
財政係長	木村 允哉 君	政策推進課政策企画係長	本川 幸 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 荒牧 久 君 議会事務局係長 篠田 江吏子 さん

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（佐伯金也君）おはようございます。

会議に先立ちまして、11月1日付けで高森町監査委員に御就任いただきました吉良充展様に御挨拶をお願いしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○監査委員（吉良充展君）おはようございます。

ただいま紹介にあずかりました吉良充展と申します。11月1日付けで高森町監査委員の選任を受けましたので、12月議会の貴重なお時間をいただきまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

前任の古庄良一様は、役場在職中から監査事務局に在籍され、その後、代表監査委員の責務に精励されていらっしゃいました。本当にお疲れさまでございました。

私自身、民間の企業経営者という立場で様々な書類に目を通すことがございますが、行政にかかわることとなりますと、その責務、重責に身の引き締まる思いでございます。今後は草村町長をはじめ、この場にいらっしゃる皆さま、各方面の様々な方々のお力添えをいただきながら監査委員の職務に誠心誠意向き合っておりますことをお約束いたしまして、はなはだ簡単ではございますが監査委員就任の御挨拶に代えさせていただきたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

○議長（佐伯金也君）吉良監査委員におかれましては、重要な役割で大変でございますが、今後ともよろしく願いをいたします。

次に、町長の御挨拶をお願いいたします。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）おはようございます。

本日、令和4年高森町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、大変お忙しい中、御参集をいただきました。御礼を申し上げます。

さて、一番の課題である新型コロナウイルス感染症につきましては、行動制限を国がかけてないと、熊本県としてのレベルも2のまま、これは陽性者が増えるというのは予想できるわけでございます。しかしながら一方では、やはり国自体、県も市町村もそうですが、経済を動かしていかなければならないということ。これを両天秤にかけましてもそれぞれの住民の皆さんが個々で引き続き対策を行っていただくこと、そして行政は何かあったときのバックアップをしっかりスピード感を持って行うこと、この2点に尽きるのではないかなというふうに思っておりますので、引き続きよろしく願いしたいというふうに思います。

また、物価高騰等ですね、この円安も含めて世界のいろんな諸課題が日本の経済に直撃をいたしております。これは各国直撃しているわけでございますが、特に為替の変動も含めて、日本の場合には国の方向性として、皆さんも御承知のような

政策をとっております。なかなか物価の高騰に関して賃金が上がってこない、ここが伴えばわかりやすいんですが、そうではないということですので、自治体といったしましてはできる限りのバックアップをこの機にやるのが賢明ではなからうかというふうに考えております。

当然商工業だったり農業だったり、産業のバックアップも必要でございますが、まずは住民の皆さんの生活の下支えというところが一番の課題になるのではないかなというふうに考えております。1月1日から電気代も7円上がるということは皆さん御存じだと思いますので、1月の末からの支払い、もしくは2月からの支払い等々も含めて、皆さん非常に不安に思われている方も多いというふうに思いますので、この議会で緊急経済対策予算を計上させていただいたところでございます。

このような日本の国の経済自体が非常に不安定要素を抱える中で、当町、高森町は何と言いましても、熊本地震からの復旧、そして創造的な復興ということを知事が掲げられておりますが、南阿蘇鉄道の復旧はこれもすごいことでございますが、さらにアクセス30分台構想ということで、肥後大津、熊本空港駅ですか、まで直接乗り入れるということも含めてですね、希望が持てる来年は年になるのではないかなというふうに考えております。

また、県立高森高校でマンガ学科の日本で初めてとなる新設等も非常に記念すべき令和5年になるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

これらの事業は、これまでの経緯があって進んでいくと思いますが、執行部一丸となって今後任期中、議員さんも一緒だと思いますが、全力で走ってまいりたいというふうに考えております。

また、先ほど御挨拶いただきました吉良監査委員におかれましては、大変民間の経営者として手腕を発揮されているわけでございますが、私も13年前は同じ民間の決算書を見ながらですね、全く違うなというところを痛感した一人でございます。しっかりやっていただけるということですので、どうぞ議員の皆さんも監査に関しても厳しく指摘をしていただきながら、温かい目で大所高所からアドバイスをいただければ幸いです。

さて、本日の定例会に御提案します案件は、同意1件、諮問1件、補正予算5件を含む議案9件、合計11件でございます。よろしく御審議をいただき御決定賜りますようお願い申し上げます、御挨拶と代えさせていただきます。

○議長（佐伯金也君） どうもありがとうございました。

ここで、監査委員におかれましては退場されます。大変お疲れさまでございます。よろしく願いをいたします。

（監査委員 退場）

○議長（佐伯金也君）本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回高森町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配布しております議事日程のとおり行います。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐伯金也君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番後藤清治君、4番牛嶋津世志君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（佐伯金也君）日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、11月8日に行われました議会運営委員会において、本日から9日までの5日間と決定しておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。よって、会期は本日から9日までの5日間とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（佐伯金也君）日程第3、諸般の報告を議題とします。

9月定例会後に行われた諸般の報告を、各委員長及び監査委員からお願いをいたします。

まず、議会運営委員会の報告をお願いいたします。議会運営委員長、芹口誓彰君。

○議会運営委員長（芹口誓彰君）おはようございます。6番、芹口です。

議会運営委員会の協議結果について報告をいたします。

令和4年第4回高森町議会定例会の開会にあたり、去る11月8日に委員会を開催。会期につきましては、ただいま決定いただきましたとおり、本日12月5日から12月9日までの5日間の会期として、6日に一般質問、7日に各常任委員会、8日に特別委員会を開催することとしました。

次に、一般質問の通告期限は11月28日の正午までと決定しました。11月29日に2回目の委員会を開催しました。一般質問の取扱いについては、協議し、期限までに通告があった4名議員の質問順については、議会運営基準に基づき、通告順によって1番後藤三治君、2番津留智幸君、3番後藤巖君、4番立山広滋君と決定し

ました。なお、質問時間は答弁時間を含め原則1時間であります。

次に、議案の取扱いについて協議しました。今定例会に上程されました案件は11件であります。同意第9号、高森町教育委員長の任命について、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、議案第66号、町道の路線の変更について、議案第67号、熊本市市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、議案第68号、高森町議会議員及び高森町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、議案第69号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正については、本日質疑、討論、採決、議案第70号、令和4年度高森町一般会計補正予算については各常任委員会付託、議案第71号から第73号までの令和4年度高森町特別会計補正の各予算については産業厚生常任委員会付託、議案第74号、令和4年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については予算の組替え補正であり、委員会付託を省略し本日質疑、討論、採決とすることとしました。

また、9月定例議会終了から昨日までに1件の陳情書が提出されておりますが、本件につきましては議席配布としました。

どうか、議員各位におかれましては、本定例会にあたりまして慎重なる審議と議会運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（佐伯金也君）次に、総務文教常任委員会の報告をお願いいたします。総務文教常任委員長、芹口誓彰君。

○総務文教常任委員長（芹口誓彰君）6番芹口です。所管事務の閉会中の継続調査について報告します。

令和4年11月17日から18日までの両日、総務文教常任委員会先進地視察研修を愛媛県伊方町が運営する町営学生寮と、大分県の立命館アジア太平洋大学において実施し、総務文教常任委員会より、委員長の私芹口、津留副委員長、牛嶋委員、後藤委員4名に加え、担当課より教育委員会事務局村上審議員、政策推進課岩下課長、森係長に随行を求め視察研修を実施しました。

まず、17日1時30分より、愛媛県伊方町にある県立三崎高校において、全国から生徒を受け入れるため、伊方町営で運営する町営学生寮「三崎寮」を訪問し視察研修を実施しました。伊方町は愛媛県の最西端の佐多岬半島に位置し、四国電力伊方原子力発電所を所有する自治体で、人口はピーク時の1万人から減少し、現在役8,800人の自治体で、原子力発電所立地自治体としては珍しく、平成29年度に過疎地域の認定を受けております。伊方町には地元唯一の愛媛県立三崎高校があり、全国の過疎自治体の例にもれず、入学者数の減少による学校存続の危機を迎

える中で、行政と地域住民が一体となり、令和元年度に愛媛県立三崎高等学校魅力化プロジェクトを立ち上げ、生徒の全国募集の開始に合わせ、町営による寮を設置し、入学者数が増加に転じている先進地であります。

当地では、中井教育長以下教育委員会事務局職員から三崎寮運営状況及び財務状況や寮運営上の必要経費、生徒受入れ手続きに関する内容、利用生徒に関する補助スキーム、寮運営により生じている問題点や課題点、寮設置までに生じた課題や問題点について説明をいただき、その後、委員による質疑応答による研修に加え、施設館内の見学を行いました。出席議員からは、全国に向けた高校PRの方法、寮の運営に関し、舎監の人選方法や食事提供の状況、入寮生徒の日常生活の状況、町を上げて地元県立高校を支える協力体制等について活発に質問がなされ、本町においても来年度4月から運営を開始する町営寮の運営等について、実務的に研修を深め、また実際の施設を見学したことで具体的なイメージを出席議員全員がつかむことができました。

次に、翌18日10時より、大分県別府市にある立命館アジア太平洋大学を訪問し、町が進めるエンタメ業界と連携したまちづくり事業により、世界各国からの漫画家の移住が開始される中、また南阿蘇鉄道の全線復旧、アフターコロナによるインバウンドの増加を見据え、多文化共生に向けた町民理解の促進を目的に研修を実施いたしました。

立命館アジア太平洋大学は、1995年大分県別府市と立命館大学による大型奉仕協力方式で協定に至り、2000年に開学したものであります。アジア太平洋地域を担う国際的人材の育成を教育理念に、日本人の国際力を育むだけではなく、世界中の留学生が国際力を育む大学として全国に認知が進んでおり、学生の半数を留学生とする前例のない国際大学で、日本人が日本でマイノリティになる環境を創出する唯一の大学として、国内施設大学格付第5位、国公立全体で22位の高評価を受けている大学教育機関でもあります。開学時には297億円のイニシャルコストのうち、大分県が150億円を負担、別府市が42億円を負担し、加えて大学施設用地等の無償提供、専用道路の整備を行うなど、強力な行政の支援があったと説明がありました。また、開学時には、大手企業など236企業と個人からの寄附金を原資とした奨学金を創設し、海外からの留学や国内大学生の支援体制も充実しております。世界に目を向けるだけではなく、地元との交流も注力されており、大分県内全ての自治体と連携協定を結び、留学生発信による母国のPRや各自治体による国際交流の取り組みも盛んに行われております。

日本有数の有名大学機関の九州の地方都市に誘致が成功した成果として、大分県が大学誘致を機に算定した同県にもたらす経済効果は、10年間で200億円以上

に上り、地方都市における教育機関と連携した地域活性化の行政施策の顕著な成功例となっており、このような設備を学長室担当次長プレシラス・まさこ助手から受けたあとに、出席議委員より開学当初の地元住民の反響や学生が増えたことによる地元への経済効果や文化的効果について、また住民が外国人と交流する場合の効果的な方法や異文化を受け入れるために気を付けなければならない点などについて質疑を行い、多文化共生に向けた理解促進に向け、見識を深めることができました。

また、立命館アジア太平洋大学の取り組みは、グローバルな人材の育成に加え、地元自治体との連携など、令和5年4月から高森高等学校普通科が「普通科グローバル探求コース」に改編され、その教育カリキュラムとの親和性も認められていることから、高森高校との連携についても検討ができるのではないかと思います。

最後に、いよいよ高森高校マンガ学科の開校まで残す期間が3か月余りとなりました。町営寮の建設工事も急ピッチで進められていると同時に、町営寮の運営資金についても官民でプロジェクトチームが結成され、議論がされているところであります。全国から夢を持って高森高校に進学する生徒を、万全の体制を持って温かく受け入れるため、今回視察した伊方町営学生寮の運営スキームやノウハウを十分執行部と協議をし、来年4月の入寮開始に向け、議会も協力して備えていかなければならないと思います。

また、熊本地震の発生以降、新型コロナウイルスの影響長期化による観光客の減少が続く中、アフターコロナを見据え、エンタメ業界との連携による若者やインバウンド、外国人といった交流人口を移住定住に効果的につなげるため、今回、立命館アジア太平洋大学で得た多文化共生に関する知識やノウハウを近い将来を見据え、正しい知識や情報を持って、外国からの移住者と向き合い、移住実現後における継続性のある地域活性化や必要な施策、立案に役立てていかなければならないと今回の研修を通じて痛感したところでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（佐伯金也君） どうもありがとうございました。

次に、産業厚生常任委員会の報告をお願いいたします。産業厚生常任委員長、本田生一君。

○産業厚生常任委員長（本田生一君） おはようございます。8番、本田です。産業厚生常任委員会の諸般の報告を申し上げます。

閉会中の継続調査並びに議員施設研修等につきましては、今回開催をいたしておりません。

以上、報告を申し上げます。

○議長（佐伯金也君） ありがとうございました。

次に、議会広報特別委員会の報告をお願いいたします。議会広報特別委員長、牛嶋津世志君。

○議会広報特別委員長（牛嶋津世志君）おはようございます。4番、牛嶋です。議会広報特別委員会諸般の報告をいたします。

議会広報特別委員会を9月14日10時より開催し、議会広報きずな第87号の編集日程及び内容について協議をいたしました。発送予定日が11月1日の火曜日でしたので、それに合わせて第2回を10月7日、第3回を10月14日、第4回を10月20日に開催して協議をいたしました。今回は、7月20日から22日の熱海市災害の跡と国会議員会館、議員研修報告を掲載いたしました。なんせコロナ禍の影響で議員4名の欠席となり、6名で研修してきた報告としております。

また、10月4日に熊本県立劇場で行われた熊本県町村議会研修会には全員参加をいたしまして研修をいたしてきております。またそのほか、広報委員会も2件の研修をいたしてありますが、それも広報のほうに掲載しておりますので一読をされているかと思っております。

また、議会だよりも今議会が最後の広報委員会の仕事になるかと思っておりますので、今後とも引き続き皆さんのための広報をつくっていきたくと思っておりますので、よろしく御協力をいただきたいと思います。

以上をもちまして、議会広報委員会の報告とさせていただきます。

○議長（佐伯金也君）どうもありがとうございました。

次に、監査委員の報告をお願いします。監査委員、立山広滋君。

○監査委員（立山広滋君）おはようございます。7番、立山でございます。監査委員から諸般の報告を申し上げます。

10月18日及び11月22日に例月出納検査を実施しましたので、結果を御報告申し上げます。

一般会計及び特別会計6会計の出納状況、13基金に属する現金の出納状況及び運用状況、歳入歳出ほか現金の出納保管状況等を11月の監査においては、吉良代表監査委員と監査をしたところ、いずれもおおむね適正に処理されておりました。

今後も資金前と概算払整理簿を活用し、精算の遅延防止に努めるとともに、未請求、未払い等がないようチェック体制を強化し、適正な予算執行に努められるようお願い申し上げます。監査委員からの諸般の報告といたします。

○議長（佐伯金也君）以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 同意第9号 高森町教育委員長の任命について

○議長（佐伯金也君）日程第4、同意第9号、高森町教育委員長の任命についてを議題

とします。

ここで教育長、佐藤増夫君につきましては本人案件となりますので、一時退場をお願いをいたします。

(教育長 退場)

○議長(佐伯金也君) 本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長(草村大成君) 同意第9号の高森町教育長の任命につき、同意を求めることについて、提案説明を申し上げます。

現在の高森町教育長である佐藤増夫氏は人格高潔で、教育行政全てにおいて識見も高く、特に御就任なされた後に高森町新教育プラン推進のため、深い関心と熱意を持って現在も御尽力をいただいておりますが、任期が本年12月12日をもって満了となりますので、同氏を教育長として再任いたしたく選任同意を求めるものでございます。

なお、教育長の任命については地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため提案するものです。また、同法第5条第2項により教育長は再任されることができると規定されております。

以上よろしく御審議の上、何とぞ御賛同いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(佐伯金也君) 提出理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(佐伯金也君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(佐伯金也君) 討論なしと認めます。

これから同意第9号、高森町教育長の任命につき、同意を求めることについてを採決します。この採決は簡易表決とします。

お諮りします。本件について同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐伯金也君) 異議なしと認めます。したがって、同意第9号、高森町教育長の選任については、同意することに決定しました。

教育長、佐藤増夫君の議場への入場を許可します。

(教育長 入場)

○議長(佐伯金也君) 教育長に報告をいたします。任命について、議場議員さん全員の同意をいただいたことを御報告いたします。大変ではございますが、どうぞこれか

らもよろしくお願いをいたします。

-----○-----

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（佐伯金也君） 日程第5、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて、御説明を申し上げます。

現職の人権擁護委員の野尻はるみ氏は、1期3年にわたり人権擁護行政に御尽力、御協力をいただいておりますが、その任期が令和5年3月31日をもって満了するため、その後任として、引き続き高森町大字津留610番地1、野尻はるみ氏を推薦するものであります。同氏は人権識見高く、広く社会の実情に通じ人権擁護委員として適任者であり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐伯金也君） 提出理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 討論なしと認めます。

これから諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。この採決は簡易表決とします。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任として答申したいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、原案のとおり適任とし、答申することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第66号 町道の路線の変更について

○議長（佐伯金也君） 日程第6、議案第66号、町道の路線の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、岩下徹君。

○建設課長（岩下 徹君）議案第66号で御提案いたしました町道の路線の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回、路線の変更を行いますのは路線番号41、須坂・尺司線でございます。変更前の基点は大字高森字須坂1844番1地先、終点は大字高森字城山下1733番1地先、変更の基点は大字高森字須坂1848番1地先、終点は大字高森字城山下1737番1地先とするものでございます。

なお、今回は実質的には終点の変更を行うものでございますが、基点の地番も変更いたしております。これは町道として認定された昭和55年当時は、地籍調査が行われる前でございまして、基点付近の地番が明確ではなかったものと推察されます。今回終点の変更を行うに際して基点付近の地番を確認したところ、地番のずれが確認されましたので、本来の地番へと変更するものでございます。

次のページ、位置図をお開きください。左側が変更前、右側が変更後になります。基点につきましては、先ほど申したとおり地番の変更を行うもの、また終点につきましては、現在旧高森ストーク付近の改良工事を行っておりますが、それに伴い終点を1737番1地先へと付け替えを行うことにより変更するものでございます。

町道の路線の変更につきましては、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を経る必要があることから、今回提案したものでございます。

御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから議案第66号、町道の路線の変更についてを採決します。この採決は起立表決とします。議案第66号、町道の路線の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（佐伯金也君）はい、ありがとうございました。

全員起立です。したがって、議案第66号、町道の路線の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第67号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（佐伯金也君）日程第7、議案第67号、熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、馬原恵介君。

○総務課長（馬原恵介君）おはようございます。

議案第67号で御提案いたしました熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

市町村はその事務の一部を共同処理するため総合事務組合を組織化しておりますが、構成団体である菊池環境保全組合が令和5年3月31日をもって解散し、同日限りで熊本縣市町村総合事務組合から脱退するため、同組合の規約の一部を変更する必要があります。地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があることから提案するものです。

御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから議案第67号、熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを採決します。この採決は起立表決とします。

議案第67号、熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（佐伯金也君）はい、ありがとうございました。

全員起立です。したがって、議案第67号、熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第68号 高森町議会議員及び高森町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（佐伯金也君） 日程第8、議案第68号、高森町議会議員及び高森町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、馬原恵介君。

○総務課長（馬原恵介君） 議案第68号で御提案いたしました高森町議会議員及び高森町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年に公職選挙法が改正されたことに伴い、これまで都道府県と市の選挙に適用されていた選挙公営制度について、町村の選挙でもその制度の利用が可能となりました。

まず、選挙公営制度について説明いたします。この制度は、お金のかからない選挙のため、また候補者間の選挙運動の機会均等を図るために、一定の金額を限度として町が候補者に対して選挙費用の一部を負担するなど、立候補者にかかる環境改善するもので、制度を採用するために条例を制定するものでございます。

条例の内容について説明いたします。まず、第1条で本条例の趣旨を説明しており、第2条から第5条で選挙運動用自動車の公費負担について定めてあり、契約の方法により上限が異なっております。第6条から第8条では、選挙運動用ビラの作成について定めてあり、町議会議員選挙では定められた種類と枚数に単価の上限を乗じて得た額、町長選挙でも同様に定められた種類と枚数に単価の上限を乗じて得た額が上限となっております。最後に第9条から第11条では、選挙運動用ポスターについて定めてあり、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの作成単価にポスター掲示場の数を乗じて得た額が上限となっております。

なお、選挙運動費用については、候補者に支払うのではなく、候補者との契約や委託の相手方に対して町が直接支払うこととなります。対象となるのは高森町議会議員及び高森町長選挙の立候補者ですが、公職選挙法が改正されたことに伴い、町議会議員選挙については供託金制度が導入され、その額は15万円となり、町長選挙の供託金につきましては従来通り50万円となっております。ただし、候補者の得票数が供託物没収点に達しない場合は供託金は没収となり、選挙用の公費負担も対象外となります。条例を制定するためには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものでございます。

御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（佐伯金也君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）ありませんか、いいですね。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから議案第68号、高森町議会議員及び高森町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立表決とします。議案第68号、高森町議会議員及び高森町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（佐伯金也君）はい、ありがとうございました。

全員起立です。したがって、議案第68号、高森町議会議員及び高森町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第69号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（佐伯金也君）日程第9、議案第69号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、馬原恵介君。

○総務課長（馬原恵介君）議案第69号で御提案いたしました高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年10月の人事院勧告及び熊本県人事院会勧告に基づき改正するものでございます。改正内容につきましては、第19条中勤勉手当を100分の100に引き上げるため、100分の5の調整を行うものです。また、別表第1及び別表第2の給与表につきましては、初任給及び20歳半ばまでの職員に重点を置き、併せて若年層、大体30歳代半ばまでぐらいなんですけれど、その月例給を本年4月に遡って全体平均で約0.23%の改定を行うものです。なお、今回の改正は3年ぶりに月例給とボーナスの両方が引き上げられる勧告となっております。

次に、附則第2項については、6月支給分を12月支給分の勤勉手当で平準化するため100分の5が加算されております。

今回の勧告により、平均で月例給は1,300円、ボーナスの年間支給月数は4.3か月から4.4か月分への増となります。

条例の一部を改正するためには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があることから提案するものです。

御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といた

します。

- 議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから議案第69号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立表決とします。議案第69号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（佐伯金也君）ありがとうございます。

全員起立です。したがって、議案第69号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで10分休憩をしたいと思います。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐伯金也君）それでは、11時ちょうどから再開をいたします。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時10分

-----○-----

- 議長（佐伯金也君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

-----○-----

日程第10 議案第70号 令和4年度高森町一般会計補正予算について

- 議長（佐伯金也君）日程第10、議案第70号、令和4年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

- 町長（草村大成君）議案第70号で御提案いたしました令和4年度高森町一般会計補正予算（第7号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ11億2,491万8,000円を追加し、予算の総額を100億3,741万3,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、ふるさと応援寄附金の状況に応じた増額補正及び

全町民向けの緊急経済対策、町内の事業者等向けの物価高騰対策となっております。

事業内容につきましては、予算書とは別にお配りしております補正予算概要書をもとに後ほど説明をいたしますので、準備のほどをよろしく願いいたします。

まずは、予算書の8ページをお開きください。歳入について主なものを御説明いたします。第15款第2項国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチンの集団接種に必要な経費等について計上をいたしております。国の補助金の予算総額は、現時点で約5億2,600万円となっております。

9ページを御覧ください。第16款第2項、熊本県、県からの補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、電力・ガス・食料品等の価格高騰に対応するための支援分として、9月20日に交付上限額が示された分を計上をいたしております。熊本県からの補助金の予算総額は、現時点で約4億3,900万円となっております。

続きまして、10ページをお開きください。第19款繰入金につきましては、財政調整基金を4億3,425万7,000円計上をいたしました。この分につきましては、年度末に向けて地方交付税の確定等に伴い、減額すると見込んでおります。また、今回歳出で計上しております各事業の財源とするため、ふるさと応援基金から3,376万3,000円を繰り入れる予定としております。

続きまして、歳出について御説明いたします。主なものを予算書で御説明いたします。

11ページをお開きください。今回は、歳出全般において人事院勧告に伴う給与改定による人件費の補正を計上をいたしております。併せまして、既に今年度の事業が完了しているもの等について、年度末までの支出が支払いがないことを確認した上で減額補正をいたしております。また、今の物価高騰の影響を受けて、公共施設や学校施設における光熱費追費等につきまして、かなり軒並み料金が上がっている状況がございます。これも年度末までの経費を精査した上で増額補正をさせていただきました。

続きまして、15ページをお開きください。第3款第1項第4目老人福祉費において、今年度、県の介護予防拠点整備事業を活用して整備している4か所の公民館等を整備するための備品購入費を計上いたしました。この事業の財源といたしましては、地方創生臨時交付金及びふるさと応援基金からの繰入金を予定をいたしております。今年度の事業実施により、町内の大半のですね、全てに近い公民館等が整備されたことになるのではないかと考えております。先日実施いたしました避難フェス、また昨日ですね、これもeスポーツの取り組み等も行わせていただきましたが、やはり夏は涼しく冬は暖かい、一番近い公民館での取り組みをさらに加速させ

ていく所存でございますし、そのようにするべきではないかというふうに町長として考えているところでございます。

24ページをお開きください。第12款第1項第11目熊本県立高森高等学校魅力化推進基金積立金につきましては、6月定例会で御承認をいただきました同基金への積立金として9,000万円を計上をいたしました。この内訳といたしましては、先ほど委員長からの御報告にもありましたように、今後の展開も含めて、町が全面的に生徒にバックアップするためにかかる経費等を想定をいたしております。私個人といたしましては、議員さんの任期が切れる今期、私の任期が切れる今期以降もですね、高森町に夢を持って通いたいという全国各地の生徒がこの町に来て学ぶとき、そのときにスピード感が落ちるような、そのような環境をつくらない、町が解決していくという強い姿勢を持つために、約10年分近いですね、現時点の計算では基金を町として積み立てて、学校現場の関係者の皆さん、そして保護者の皆さん、そして何よりも生徒の皆さんが安心して通えるような環境をつくりたいというふうに考えておるところでございます。

最後に、補正予算概要書について御説明申し上げますので、お手元にいつもの概要書をよろしくお願ひしたいというふうに思います。1番から説明をさせていただきます。いつものように番号での説明といたします。

1番の緊急経済対策高森町民一律給付金について、御説明を申し上げます。

いろんなこのコロナ禍の中で、それぞれの御家庭で大変雰囲気的にも厳しい中、このコロナ対策に対応していただきました。タイミングを計っておりましたが、やはり現状の経済のこの動き、または今後、当町は特にこの寒い冬を迎えるということ、それと少子高齢化が著しく進んでいるというところも含めまして、生活の町民の皆さんの生活の下支えのための緊急経済対策として、町民一人当たり一律5万円を給付するため、3億1,024万円を計上をいたしました。基本的には、口座振り込みによる支給を想定をいたしております。これは、口座振り込みに関しましては、議会の御意見と議決等をいただいた後にシステムの改修をする運びになりますので、来年の1月の中旬、下旬ぐらいしか支給ができません。また仮に議決をいただいた後、この年末に近い間に業者さんに対して急いでくれと言ってもこれは限界があるかというふうに思っておりますし、間違いが起きてはいけませんので、そのような振り込みに関しては、1月の中旬、下旬を予定を想定をいたしております。基本的には、町民の皆様は口座振り込みのほうが非常に行政としてもやりやすいので、御協力を願ひしたいというふうに思っております。

しかしながら、一方で年内の受給を希望される方もいらっしゃるのではないかなというふうに思っております。長引くコロナ禍の中、現在行動制限

が国から行われておりませんので、子どもさん、お孫さん、もしくは親戚の方がですね、去年より多くの方が多分、このふるさと高森に帰ってこられることが想定がされます。高齢者の方がお孫さんに向けて、お小遣い、お年玉だったりですね、もしくは親御さんもこのお正月にどうしても現金が必要だという御家庭もあるでしょう。大変この年末で慌ただしいわけですが、担当課の住民福祉課、もしくはその他職員さんをお願いをいたしまして、5日間限定での現金給付も現在予定をしておるところでございます。あくまでも議会からの議決をいただいた後に実施する予定でございます。一人ひとりにしっかりと届く、手元に残る対策を講じることとし、スピード感を重視するために、今回は所得などで制限をしない一律給付とさせていただきます。

町が展開する政策における歳出のところの部分で、特に自主財源に関しましては、出口は全て町民であるということで今まで説明をしてきましたが、私個人といたしましては、一つの究極の形であるのではないかと考えており、議会の御指導をいただいた後に、スピード感を持って支給により、先ほど申し上げましたが、家計の下支えによる負担軽減を図っていきたいというふうに考えております。

続きまして、2番の物価高騰対策に対しての高森町事業所等支援給付金について、御説明を申し上げます。

町民への支援と併せて、町内の各業種の事業者等に向けての物価対策高騰対策を講じるため5,990万円を計上をいたしました。それぞれのメニューに要件等は設けておりますが、なるべく多くの個人商店の方、少ない従業員でやられている方も含めて、行き届く支援を目的として幅が広い設定をさせていただきました。事業者別で、これは金額を変えるべきではないかという御意見もあるかとは思いますが、今回は物価高騰対策でございます。大きな会社であろうが一つの部屋、二つの部屋、部屋数は一緒だと思いますし、その中で特に働かれている従業員の方、高森町民の方は個々で5万円の支援もあるわけですので、そこを事業者の大小で今回はそこに重点を置く必要はないというふうに決めたところでございます。ぜひとも各事業者に届きまして、例えばの話ですが、この寒い冬をですね、灯油等も含めて値上がりいたしておりますので、わずかではございますが、バックアップ支援になればありがたいというふうに考えております。

また、店舗経営なされている皆さんや工業の皆さんも、お気軽に役場に問い合わせただけければ幸いです。まずは議会の議決を得た上で広報をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、3番のふるさと応援農地耕作条件改善事業について、御説明を申し上げます。

これは、令和3年度及び今年度の予算で実施しております「ふるさと応援農地耕作条件改善モデル事業」の横展開として事業を実施するため、810万円を計上をいたしました。令和3年、4年のモデル事業によって、その経過が認められ、さらに波及していくための第一弾の事業となります。ただし、今回の事業からは1割だけの受益者負担を求めることで、意欲のある地域に対してスポット的な支援を図っていきたいというふうに考えております。これは財源はふるさと応援寄附金ですが、納税された方の産業施設の振興に合致する事業として、ふるさと応援基金からの繰入金で財源として実施予定としております。

続きまして、ふるさと応援観光客等安全対策臨時補助県事業の追加分について、御説明を申し上げます。

今回、今年度の予算で御承認をいただき実施してきた本事業について、大変各地域の町民の皆さんから好評をいただいております。予算が足りなくなったというよりも、この事業に関して、これは効果があるからぜひやらせていただきたいというところで追加の要望等があります。それを受けて600万円を追加計上をいたしましたところでございます。時期的にどうかというお考えもあるかと思いますが、来年度、南阿蘇鉄道の全線復旧に伴う肥後大津駅乗り入れ、もしくはアフターコロナのときの観光入込客の増加がかなり見込める地域への支援というふうになりますが、これもふるさと納税の使い方の納税者の方の意向に沿った観光事業、観光対策に使っていただきたいというところで大変合致する事業として、ふるさと応援寄附金からの繰入金を全額財源として実施予定としております。

続きまして、5番の復旧・復興防災道路進入路整備事業について、御説明を申し上げます。

これは、平成24年の九州北部豪雨災害からの創造的復興の目玉事業として行いました西原日ノ尾峠線の防災道路についてです。これは事業着手から設計、用地買収、この工事も含めてですね、6年間という、これは超早い早期完成を果たした反面、その後に要望も出てきたところでありますし、議会の皆さんが委員会として視察をなされ、御指摘をいただいたところでございます。まずはこの事業に関しては、国からの補助金と大変有利な起債を使わせていただきました。町の実質的な負担はかなり最小限になった実施となっております。今回は、事業は終わっておった後の次の整備をするための設計費ですので、全額が一般財源となります。

ここで、地域の皆様を含めて、議会議員の皆様にも私のほうから御要望というよりも意見を述べさせていただきたいというふうに思います。この復旧・復興防災道路に関しまして、当時、振り返っていただければわかると思いますが、地域の皆さん、全員一人残らず要望書を直筆でいただいたわけでございます。私自身、当時、あの

災害の中後に現地を伺いまして、公民館で大多数の方が「とにかく命を守る、自分たちの地域を守る、防災をしっかり防ぐような道路をつくっていただきたい」という要望をいただきました。その際、私のほうから「町は単独事業で、もしくは今までの高森町のように、全額起債だったり、全額一般財源だったりでこの事業は不可能です。国からの、国へ計画を提出して、国からの61.2%だったと思います、数字は申し訳ございませんが。当時の交付金事業を充て、残りをできるだけ高額な起債、返りの大きい起債を充ててやるべきだと。しかもその起債計画も、職員がきちんとつくらなければいけない。声を大きくしたからといってすぐできる事業ではないということで、この事業に着手をしたところでした。地元住民の皆さんが一人残らず全員からの直筆の要望書で着手をした事業でございます。その際に、国の補助金をいただかないとこれは難しいと。ですので、現時点で要望等がある場合、この道路ができた場合、ぜひ、詳細に今の段階で要望を出していただきたいということ。当時の区長さんも含めて、地域の皆さんに私自身が強く、わかりやすく伝えております。そして、事業を行いました。そして、ここです、これは地元の住民の方はわからないかと思っております。当然、道路ができた後に、自分たちが普段の農業であったり、生活道であったり、いろんな要望はあるでしょう。しかし、役場の職員さんは、それをやりますという答えは公務員である以上、一切やりません。検討はさせていただくという言葉であったのではないかなと想定をいたしております。

そして、ここから先が大事です。委員会の視察を議員さん方行われました。この事業をこの国庫補助の事業をどういうふうに議会が捉えられているのかと、これは私の1期目の事業なんです。2期目、3期目にわたって。この事業を高森町のような小さな町で、6,000人ぐらいしかいない人口で、人命を守る、財産を守ると言っていて、これだけの規模の事業を国に認めていただく、起債計画も途中で、社公金計画も途中で変更をして、間に入れていただく。そういう離れ業をやるためには、やはり本気で住民を守る、地域を守るという腹が据わってなかったらできない事業なんです。この事業をやるにあたって、やはり議会議員の皆さんで、特に行政経験があられる方もいらっしゃいます。これが会計検査員の対象事業になるというのは、想定がつくはずなんです。これが会計検査員の対象になるかならないかというのは、事業が終わって3年ほどたたなければなかなかわかりません。では、逆に言わせていただきますと、会計検査員のこの御指摘だったり、アドバイスだったりをクリアするために、この2年間、建設課の職員、3年間、国土交通省から来ていただきました大坪さん、石橋さん、それと建設課の職員は、役場の職員さんにも共有することができず、議会にも答弁することができず、会計検査員が入ったならばというところでの努力をずっと積み重ねてまいりました。今回、このタイミングでなぜ計上す

るかは議会が言ったからではございません。これは、もともと地域住民の皆さんの出来上がった後の細かい要望はあるというのは予想をした上で、会計検査員をしっかりクリアした上で、会計検査員からお墨付きをもらって、なかなかいい事業ですねというところのお墨付きをもらった上で次の展開をやらない限り、もともとあそこにつくった道路のもともとの目的、あそこの地域を守ること、あの3メートルの側溝、あんな規格外の側溝を国の補助金を使ってつくっているんです。これをもう一度真摯に考えていただきたいと町長として思います。職員は頑張りました。そして、会計検査員からの指摘も全部クリアをいたしました。ですから、今回は12月議会に一般財源で議会にお願いをしているところでございます。

現地の町民の人から、町民から言われた町民の声、町民の要望というところに対しても、しっかり経験をもとにきちんと説得、納得していただく。これは私たちの責務でありますし、議会の責務でないかなと思っております。私たちは責務を果たすために、そのときに会計検査員からの指摘があった場合という過程の話はなかなか地域の方にはできません。でも、行政としては解決をしていかなければいけない。あの3メートルの側溝、逆に言いますと非常に大きいわけですから、小さな車だったら本当に落ちてしまう可能性だってある。しかし、それ以上にあの地域の方が怖い思いをして、行方不明者もまだ1名見つかっていない。そして命の恐れを感じられた地域住民の方からの要望だったんです。ですので、この時期になったことをぜひ職員に対しては褒めてあげていただきたいというふうに思います。ザ・行政としてできることを全部クリアをして、今回の補正予算に計上させていただいたことを詳しく御説明をさせていただきました。地域の皆さんは、言いたいこと、要望たくさんあったかと思いますが、それが事情で今まで着手ができなかったことも御理解をしていただいた上で、あの防災道路で今後横展開ができていけるときに、今やっときたということで今回予算を提案させていただいたことを考えていただければ幸いかなと思っております。

続きまして、6番に移らせていただきます。町民体育館事業所天井修繕について、御説明を申し上げます。

本町の長年の課題であります町民体育館の雨漏りについて、今回、事務所天井の修繕を実施するため87万円を計上いたしました。これまで高森町公共施設あり方検討協議会においても時間をかけて議論をされてきております。令和3年12月17日付けで大規模な改修工事は実施せず、状況に応じた雨漏り対策を講じていくという答申が出されていることに伴い、今回の予算計上といたしました。

しかしながら、町民体育館も修繕してもしても、また次にこのような雨漏りが発生しているところでございますし、また町が管理するその他の公共施設もですね、

これはかなり老朽化が進んでおり、今後の施設の廃止や統合等も視野に入れた、やはり一致団結した施策の展開、次の世代にバトンタッチする展開が必要になってくるのではないかと私自身考えております。

以上、今回御提案いたしました。併せて、1件御報告をさせていただきたいと思っております。

先の6月議会で、議員さんから「この低い補助金は前代未聞」というアドバイス、御指摘をいただいた件でございますが、国の財政が大変厳しい中、国に直接何度も要望をいたしました。広範囲に重ねさせていただきました。今回やっと高森町へ約6,500万円の追加補助金の内示決定をいただきました。一応、御報告をさせていただきます。

以上、その概要を御説明を申し上げましたが、御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げまして、御説明を終わらせていただきます。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。1番、後藤巖君。

○1番（後藤 巖君）すみません、じゃあ、先に質問をさせていただきます。

1番、後藤です。久し振りに質問するので、ちょっと緊張しております。

まず、物価高騰対策、高森町事業所等支援給付金、これにつきましてですが、先般、議会全員協議会がございました。そのときに先ほど町長が説明の中で、事業規模に合わせてというような質問があったという質問をした者です。そのときの説明において、今は12月議会、そして次がもう3月、その間という何もないところで、とにかく皆に給付、いわゆる高騰した分について助けたいと、スピード感を持って対応したいということで説明を受けて、それは私は納得した次第であります。その中で、この商工業者、福祉施設、そして農業者というような中で、高森町の出身学生に対してということの中、目的入っています。この特にこの高森町の出身学生者に対しての支給ということについて、私はすごくインパクトがある、家庭の方もすごく喜ばれるんじゃないかと思っております。どうしても給付金の支給となれば、事業者、それに向けてということが多いとは思いますが、その中で学生にも出されるということは非常にありがたい施策だと私は思っております。

その次ですけれども、これはあくまで物価高騰対策ということで出される事業で、最初に説明された緊急経済対策として、緊急支援給付金、これ一律5万円ということになっています。その中で、特にこのコロナ禍で家族が集まらなかったとか、これからクリスマスもあり、例えば正月もある。そういうところで多分に集まるような機会がかなり多い中で、そういう機会を創出してくれるという部分についての給付というような考え方もできる中で、これはちょっとシステム的に住民福祉課長に

お尋ねしたいんですけども、今恐らく支給される場合、これ現金で支給される月の週の設定が1件、あと現金支給じゃない場合は振り込みと、1月に振り込みという説明がありました。その中で、例えば子どもさんもいらっしゃるとかいろいろあった場合に、この金額だけは先に欲しいんだとかいうような要望もあるかと思うんです。これも本当にスピード感を持った対応なので、そこまでの例えばケースバイケースという対応を策として考えていらっしゃるかどうかはわかりませんが、もしそういう問い合わせがあった場合、どのような対応を今考えているかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（佐伯金也君）住民福祉課長、阿蘇品かおりさん。

○住民福祉課長（阿蘇品かおりさん）1番、後藤巖議員からの御質問にお答えいたします。

町民一律給付金につきましては、基本的に世帯単位での給付を予定しております。これは令和2年度に国が行いました特別定額給付金と同様の給付の仕方でございます。例外を仮に設定いたしますと、確認の煩雑化によりまして給付の遅れでありますとか、間違いのリスクが高まるということがございます。私どもといたしましては、現金給付につきましても口座振り込みにつきましても、間違いなく、かつできるだけ早く給付できるよう世帯単位での給付に御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐伯金也君）1番、後藤巖君。

○1番（後藤 巖君）答弁ありがとうございます。

本当にこれ、スピード感を持ったという部分にありますから、間違いないように支給ということをご心掛けていただきたいと思います。確かに支給について、ケースバイケースを設けたら、本当にいろんな多岐にわたるパターンもありますから、そういうふうな支給ということをご告知した上で、きちんと取り組んでいただけたらと思います。

それともう一つお尋ねしたいことがあります。これは町長が恐らく協力に進めた施策だと思います。その中で、当然町長に対してこの政策をお認めにならない町民の方もいらっしゃるかもしれませんが、これまでというところも踏まえた上で受け取りを、給付を申請されない方というの也被考えられるわけです。その中で、当然そうならば今予算計上、これはまだ議会が最終的に議決をしておりますけれども、されない方の分が余るという可能性もある中で、その場合、行政としてどのような対応をされるか、これを町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（佐伯金也君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 1 番、後藤巖議員の御質問にお答えをいたします。

私が強力に進めた政策というよりも、現状の国の国民のやはりいろんな声だったり、県民の声だったり、町民の声だったり、大変今が厳しいだろうというところで、どこかのタイミングでというところをしっかりと図っておりました。そしてまずは財源がなければどうにもできませんし、この財源をしっかりと担保した上でやらなければ何にもならないし、議員の皆さんから見てもこれはおかしいんじゃないかという御指摘もいただくのではないかと感じておりました。議員の皆さんもですね、皆さん町民の方が大変な状況と、もしくは大変じゃない方でもやはり今このコロナ禍の空気感の中で大変暗く雰囲気になっている方もいらっしゃるでしょう。そういうところを鑑みていただければ、できれば全員の方に申し込みをしていただきたいなど町として思っているところです。

そして、今議員がおっしゃいました、もし予算が、仮にまだ議会でも今から審議、委員会での審議が一番ですので、委員会の中でいろいろ御意見が出て、この財源をもし違う財源に少し余ったら組み替えたらかどうかという附帯決議も議会のルールとしてございますので、ぜひ委員会で議論をしていただければと思います。

もう一つ、この余ったという表現はよくないんですけど、行政の事務方さんの形で言うと、2月の末に申請受付終わりますので、3月の、仮に今回議決していただければ、3月の議会でそれを落とすというものが当たり前の行政の形だというふうに思っております。しかしながら今おっしゃった全員協議会でも、議員だけが御質問いただきましたので、確かにおっしゃった商業・工業の種類、いわゆる規模感による支給、バックアップというのが必要じゃないかというところも含めてですね、もし財源がそんな余った、支給を別にさせていただかなくても構わないと言われる方の分が余ったら、次の施策に回していくべきではないかと考えておりますし、そのように委員会で議会が決めていただければ、附帯決議もしていただいても構いませんし、議会の委員会での御意見に関して、真摯に執行部として考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 4 番、牛嶋津世志君。

○4 番（牛嶋津世志君） 4 番、牛嶋です。

私は、先ほどのふるさと納税活用事業、4のふるさと応援観光安全対策費の追加分の件で確認をしたいと思ひまして。この安全対策は、当初予算で100万円、また2分の1だったですかね、上限100万円までの当初予算が組んでありました。6月議会で追加で1,500万円、大体内容は一緒のような安全対策費ということで1,500万円追加がございましたが、また今回600万円の追加ということで、

大体これがどういうふうに使われたかをちょっと、我々付託案件でございますが、付託では委員会だけしかわかりませんので、どういうふうに使われて、またこういうふうに加増を出されたのか。使い道というか、実績ですね。こういうふうに使って1,500万、1,600万円使ったけど、まだそういう対策に必要な600万円ぐらい必要ということが、一応皆さんのほうで理解をいただくのがいいかと思って今日質問をしておきますので、簡単でございますが、今までの実績及びどういうふうな使い道で1,600万円ぐらいは使っているのか。今後、600万円はどういうふうな予定があるか。また、もう年度末3か月しかございませんが、その600万を使い切るぐらいの何かそういう安全対策に必要なことがあるのか、そこ辺りを議員一同やっぱり知っておくべきかと思って質問をいたしております。よろしく答弁をお願いします。

○議長（佐伯金也君） 政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君） 4番、牛嶋議員の御質問にお答えいたします。

このふるさと応援観光客等安全対策臨時補助金事業につきましては、6月の補正で1,500万計上させていただきました。上限額は確か100万ではなくて1,000万だったと思います。この今までの申請内容でございますけれども、約1,000万につきましては、山鳥地区の林道整備に伴う展望台等の整備の申請がっております。現在はまだ整備中でございます。あと残りにつきましては、野尻の親水公園におきまして、池の整備とあと安全対策の整備をされております。こちらについてもまだ整備中でございます。もう一つありまして、日下部のこれは桜公園のほうですね、そちらのほうで若干柵等の整備をするということで今伺っております。

今回の600万につきましては、地域のほうから組合をつくらせまして、駐車場と柵等の整備をするということで伺っております。まだ申請受け付けておりませんが、現在、見積もり等を提出してもらって、この予算計上をしているところでございます。

以上です。

○議長（佐伯金也君） 4番、牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君） はい、ありがとうございます。

上限の話は最初、当初年度予算で100万円の分の上限予算、あとの数百万は聞いておりましたので。そういういろいろあちらこちらで観光地の安全対策が行われているということでございますが、これは多く管理をされたら多くの観光客誘致のために大いにPRをしていただきたいのと同時に、町民にも一応こういう使い道をやったということをよく理解していただいて、また次につなげていただきたいと思いますので、そのあたりをよろしく願いしていきたいと思っております。

これで終わります。

○議長（佐伯金也君） 2番、津留智幸君。

○2番（津留智幸君） はい、2番、津留です。

給付金に関してまして、税務課長にお伺いします。町民に対する給付金、それから事業所に対する給付金ということで、この税務申告について、この給付金が税務申告に値するのか、例えば給付していただいた時期において、いつの時点で申告する必要があるかなど、申告についての説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐伯金也君） 税務課長、眞原友紀君。

○税務課長（眞原友紀君） 2番、津留議員の質問にお答えいたします。

町民一律給付金につきましては、一応一時所得に該当いたします。一時所得について簡単に御説明をさせていただきますけれども、本給付金もそうですけれども、懸賞の賞金だったりとか生命保険の満期保険金、競輪・競馬等の払戻金なども一時所得のほうに該当になります。今回、世帯主に対しての給付ということになりますので、要項上の受給権者というのは世帯主の方になりますので、世帯主の方が申告をされる必要が生じます。ただし、一時所得については50万円の特別控除というものがございますので、基本的に先ほど説明いたしました一時所得、生命保険の満期返戻金プラス今回の給付金等で50万円を超えた方、もしくは世帯員が11名以上の場合は55万円給付になりますので、そういった方は申告をしていただく必要が出てくるというふうに思います。

それから、もう一つの事業所等支援給付金につきましては、国の持続化給付金が2年程前に支給がございましたけれども、基本的にはあちらのスキームと同じで、農業の方であれば農業の雑所得、商売されている方であれば商売の雑収入という形で課税の対象にはなるということになっております。

以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 2番、津留智幸君。

○2番（津留智幸君） せっかく町民の皆さんに配布する給付金です。もらった後に、いやその税金のことは知らなかったとか、またのちに税金を徴収されたら、せっかくのこの町からの好意が変なふうになりかねませんので、ぜひ、給付する前に、税務課長、TPCに出られて、わかりやすく町民の方に説明していただいていると、あとあと皆さん納得していただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（佐伯金也君） 税務課長、眞原友紀君。

○税務課長（眞原友紀君） 御指摘いただきましたようにTPCでも御説明を差し上げますけれども、給付の案内の際に、文書なりチラシなりを同封して説明文を付けさせていただきますというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐伯金也君）ほかに質疑ありませんか。5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君）5番、後藤です。

私の方からは、町道西原日ノ尾峠線について質問をさせていただきたいと思えます。先ほど来、町長さんのほうから補正予算の説明の中で、るる詳しく説明いただきました。この案件につきましては、私がまだ議長でありました当時、昨年1月だったと思います。私が所属しております産業厚生常任委員会のほうから、住民の方からこういう要望があっているというお話は聞きました。その中で、初めの立会いが、多分1月の臨時議会の前の8時からだったと私は記憶しております。そういうことは臨時議会前ですからやめてくれということでお願いをしましたが、私を除く委員さんは現地に行かれたというふうに後で聞いております。その次の2月になりまして、それを受けて、前原公民館で住民の方が話をしたいということで、また再度お話がありましたので、これは行くべきじゃないと、まだ行政のほうから私たちに何も話があってないので、これはやめていただきたいというふうに申しましたが、一度立会いをされた後でもありましたので、その後、議員さんとしては何とかしたいという気持ちがあったというふうに思っております。私も産業厚生常任委員でしたので、議長という立場もありますけれども、委員でありますから一緒に同行し、なるべく意見は言わないようにということでお話を聞いて帰ってきたところがあります。当時は多分、議会事務局長が課長だったと記憶しております。

その後、異動によりまして岩下課長に代わりましたので、地域と町の話し合いはどうなっているかということにつきましては、何度かお話を聞いたと思えますが、先ほど町長さんが言われたように、会計の話もありましたので、約2年間ぐらいそのままになって今回の予算化ということになったということで、私としては地域の方、非常に喜ばれているんじゃないかなというふうに思います。

その中で、先ほどちょっと町長さんのほうが言われた中に誤解があるようでございますので、今申しましたとおり、私としては行政にありました。行政にありましたから、こういう案件についてはまず当事者である担当課と地域の方がお話をされて、それが事業化されて今議会に出てきた折には、いろいろと意見を申し上げて、いいなり悪いなり意見を申し上げるのが筋だと思っておりますが、町長さんが行政上がりの職員がいながらというお話をいただきましたので、ちょっと私としては納得できませんので、その辺は申し上げたいなというふうに思います。

いずれにしても、やはり災害の工事でありましたので、やはり災害をいかに食い止めるかが先、先決問題であります。先ほど言われたように、終わった後、そういう要望があればそれに答えるのが行政だと、まさしくそのとおりだと思いま

す。そういう意味で、町長さんのほうに誤解があれば、ちょっと解いていただきたいなというのが1点。

もう一つは、当初予算で本年度の土木予算が国からの予算が相当数減額されました。やはり行政上がりの職員としてはですね、やはり予算があつての事業でございますので、3か月もしないうちに予算減額をされるというのは、私も職員の中でずっと積み重ねてきた中で、そういう減額というのはあんまり私経験がありませんでしたのでお聞きしたところでございますが、先ほどお話を聞くと、現在6,000万ですか、付いたということで、これは町長さんの頑張りだと思います。ただ、私たち議員としては、少なくなった予算をどうするのかということは委員として聞く必要があるということでお尋ねしたわけでございますので、何ら大意があつて申し上げたことではございません。やはり町の行事がスムーズにいくように、そういったものをそのときそのときチェックをして、意見を申し上げる。これが議員の立場と私は思っておりますので、御了承願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐伯金也君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）後藤三治議員の御質問というか、お考えをお聞きをいたしました。

私が議員が議長だった時代の産業厚生常任委員会の視察というふうにおっしゃいました。私が求めたい、先ほど個人的に求めたいとお伝えしたのは、行政出身の議員さんがいらっしゃるということは、議会として、これは非常に熱くなりますし、行政のこちら側の職員さん側の環境であつたり立場をよく御理解だというふうに思っております。その上で、これだけの事業をこの短期間で成すということは、それなりの苦労が職員はあつたわけです。その一番の苦労がやっぱり会計検査が将来、これは訪れるのではないかという危機感が、歴代の担当にはございました。その上で地域の住民の皆さんは当然それはおわかりになられないと思うので、やはり次から次に要望なり、意見なりをおっしゃいます。それに対して検討しますしか職員が答えられないというところの立場をですね、一番理解していただいているのが行政経験があられる議員さんではなかろうかと思えます。ぜひ、今後、今回も含めて今後ですね、やはり今後考えられるこれだけの大型事業だったら、会計検査も含めて、一旦出来上がった後に多くの課題が出てくるかもしれないと。それをクリアした上での新しい住民からの要望に関して、その時期は今ではないというところ、そこをぜひ行政議員の皆さんには、出身の方にはですね、議員さん、委員会の中での議論と地元の方にもはっきりそこを伝えていただきたい。これは職員が今後、若い職員が伸びていく、そして安心して仕事ができる、議会の議決をいただいたらレッツゴーだということの一つの一番大きなところになるのではないかと思いますの

で、今後とも今議員がおっしゃったようなことを、しっかり地域の住民の方にも直接、そして議会の委員会の中でも直接御説明をわかりやすくしていただくことによって、職員も仕事がやりやすくなるのではないかというふうに思いますし、おっしゃったように、その後に今後横展開をしていくというのは、これは当然の話ですので、それから先に産業厚生常任委員会で決まったことだったり、意見が出たことを、スピード感を持って進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

そして、もう1点、国のこの予算につきましては、これは前回、6月議会の後に建設課が説明したというふうに聞いております。そもそも私が就任する前の高森町の土木予算、道路事業に関しましては、国の補助金をかなりの金額入れて、残りを有利な起債でやる事業よりも、単費で高森町がやる事業、もしくは全部起債でやる事業、この事業のほうが圧倒的に多かったのではなかろうかというふうに思っております。私になりまして、この国の国費をまず取ると。その上に県からの取れるものはいただくと。そして残りを一番有利な起債に持っていくということを12年間させていただきました。そのうちの約11年間はですね、委員も御承知のようにほぼほぼ全額満額で、満額に近い分、国からの補助金、県からの補助金をいただいてまいりました。そもそもそのこと自体が私自身は非常によく、これは計画も含めてですね、職員がまず計画をつくらないといけませんので、非常に仕事が多くなった感はあると思いますが、頑張っていたいただいた結果だと思います。今年初めて当初予算で28%ですか、の補助金が、この12年間ではここまで減額だったのは初めてと記憶をいたしております。たった12年間で1回のことを言われると、やはり私としてはこれはきちんと結果を示すべきだと。もしくは、本来今後、28%だったり3割ぐらいの補助金が当たり前の時代が目の前に来ている、これが国の財政ではないかという危機感を逆に今回覚えた次第です。しかし、議員さんから御指摘いただいて頑張れというところもいただきましたので、今回、ほぼ満額、約99%は付いていると思いますが、約6,500万、補助金ベースで6,500万ですので、満額いただけたのも、6月議会で御指摘をいただいた、また産業厚生常任委員会でもほかの議員さんからもアドバイスをいただいた、御指摘いただいたこともありましたので、結果としては、町民の安心・安全を守れる、もしくは利便性を守れる道路事業がスムーズに進んでいくということが今回の結果ですので、私はよしとして今後に向かって、また補助金獲得に向かって進んでいきたいというふうに思っておりますので、またはっぱをかけていただければ頑張りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐伯金也君）ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。あと特別委員会が残っておりますけれども、いかがいたしますか。

[「そのまま」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）続けますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）それでは、引き続き会議を続けたいと思います。

-----○-----

日程第11 議案第71号 令和4年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第11、議案第71号、令和4年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君）議案第71号で御提案いたしました令和4年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明をいたします。

今回の補正予算の主なものは、保険基盤安定繰入金の確定に伴う予算の減額について、地方自治法第218条第1項の規定により、補正予算の議決を経る必要がありましたので御提案させていただくものでございます。

1ページをお開けください。今回の補正は、既定の予算から210万8,000円を減額し、歳入歳出総額それぞれ10億7,655万円といたしました。

歳入歳出の主なものについて、御説明を申し上げます。

6ページをお開けください。歳入です。第10款第1項第1目一般会計繰入金として210万8,000円を減額をしております。

次に、7ページの歳出です。第2款保険給付費、第1項療養諸費、第3目の一般被保険者療養費については、補装具等の申請が多く、年度末までの療養費が不足することが見込まれるため40万円を増額をしております。

次に、8ページをお開きください。第9款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第8目その他償還金については、特別調整交付金返還に伴う返還金の335万9,000円を増額をしております。

最後に、第10款予備費において収支の調整を行いました。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第71号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第72号 令和4年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第12、議案第72号、令和4年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君）議案第72号で御提案いたしました令和4年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、御説明をいたします。

補正予算の主なものは、保険基盤安定負担金額の確定に伴う予算の減額について、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算の議決を経る必要がありましたので御提案をさせていただくものでございます。

1ページを御覧ください。今回の補正は、既定の予算から127万7,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ1億2,544万4,000円としました。

歳入歳出主なものについて、御説明を申し上げます。

6ページをお開けください。歳入です。第3款繰入金、第1項一般会計繰入金について127万7,000円を減額をしております。

次に、7ページになります。歳出です。第2款第1項第1目後期高齢者医療広域連合納付金について、金額が確定したことにより131万円を減額をしております。

最後に、第5款予備費においては、収支の調整を行いました。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第72号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第73号 令和4年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第13、議案第73号、令和4年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君）議案第73号で御提案いたしました令和4年度高森町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明をいたします。

補正予算の主なものは、令和5年度で作成する第9期介護保険事業計画作成のための調査にかかる経費の増額について、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算の議決を経る必要がありましたので御提案させていただくものでございます。

1ページを御覧ください。今回の補正は、既定の予算に79万円を増額し、歳入歳出総額それぞれ11億1,597万2,000円としました。

歳入歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

6ページをお開きください。歳入について御説明いたします。第6款第1項一般会計繰入金について、第9期介護保険事業計画作成に伴い、3月末までにニーズ調査等を行う必要があることから、事務費として79万円を増額をしております。

7ページをお開きください。歳出について御説明いたします。第1款第1項第1目一般管理費について、印刷製本費及び役務費については、ニーズ調査を行うための印刷及び郵便料等を合わせて79万2,000円増額しております。

最後に、第8款予備費で収支の調整を行っております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、高森町議会会議規則第39条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第73号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第74号 令和4年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第14、議案第74号、令和4年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、岩下徹君。

○建設課長（岩下 徹君）議案第74号で御提案いたしました令和4年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。6ページの歳出予算でございますが、補正の大きなものは、光熱水費の450万円増額でございますが、これは10月の臨時議会の際にもですね、農業用水供給事業特別会計において、電気料金の急激な高騰という御説明を申し上げまして、そちらでも光熱費の増額を御承認いただいておりますが、簡易水道事業につきましても同じでございますが、各水道施設の電気代について、当初予算では月額230万円で見込んでおりましたが、ここ数か月は270万円から280万円程度となっております。またさらに今後も値上がりが見られるというふうになっております。そういったことから、今回450万円を増額させていただくものでございます。

なお、財源につきましては、予備費の減額による対応といたしまして、歳出予算内での予算調整を行うものであり、歳入歳出予算総額の増減はございません。

以上、今回提案しております補正予算につきまして御説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから、議案第74号、令和4年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決します。この採決は起立表決とします。議案第74号、令和4年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（佐伯金也君）ありがとうございます。

全員起立です。したがって、議案第74号、令和4年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 休会の件について

○議長（佐伯金也君）日程第15、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。12月7日、12月8日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、12月7日、12月8日は休会とすることに決定しました。

なお、各常任委員会が開かれますのでよろしく願いいたします。

-----○-----

○議長（佐伯金也君）以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした

-----○-----

散会 午後0時15分